

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
20.09項	1. くえん酸等を添加した果汁の取扱いについて （省 略）	20.09項	1. くえん酸糖を添加した果汁の取扱いについて （同 左）
44.18項	1. 第44.18項の建築用木工品と第44類の他の項の物品との区分 （省 略） （1）及び（2）（省 略） （3）次に掲げる建築構造用に供される集成材及び単板積層材（ＬＶＬ）については、上記（1）の取扱いにかかわらず、次による。 イ グルラム （イ）（省 略） （ロ） 断面の幅が76ミリメートル（3インチ）未満又は高さ140ミリメートル（5 1／2インチ）未満の集成材、又は最低断面の幅及び高さがそれぞれこれら以上の大きさのものであって上記（3）イ（イ）の（a）～（d）までの条件のいずれをも満たさない集成材については、あらゆる種類の建築物等の建築に際して、更に重大な加工（注2）を施すことなく構造用の用途（注3）に用いられるものであることを示す技術的資料（注4）又は金具（注5）が当該貨物に附属しているものは、構造用集成材として第44.18項に属する。 ロ 単板積層材（ＬＶＬ） 輸入時において次の条件のいずれかを満たしている構造用（注1）単板積層材（ＬＶＬ）は、第44.18項に属する。 （イ）～（ハ）（省 略） （ニ）断面が、幅（単板積層材（ＬＶＬ）の場合は単板を積層した厚さをいう。）38ミリメートル（1 1／2インチ）以上及び高さ89ミリメートル（3 1／2インチ）以上の製品であって、あらゆる種類の建築物等の建築に際して、	44.18項	1.（同 左） （同 左） （1）及び（2）（同 左） （3）次に掲げる建築構造用に供される集成材及び単板積層材（ＬＶＬ）については、上記（1）の取扱いにかかわらず、次による。 イ グルラム （イ）（同 左） （ロ） 断面の幅が76ミリメートル（3インチ）未満又は高さ140ミリメートル（5 1／2インチ）未満の集成材、又は最低断面の幅及び高さがそれぞれこれら以上の大きさのものであって上記（3）イ（イ）の（a）～（d）までの条件のいずれをも満たさない集成材については、あらゆる種類の建築物等の建築に際して、更に重大な加工（注2）を施すことなく構造用の用途（注3）に用いられるものであることを示す技術的資料（注4）又は金具（注5）が当該貨物に付属しているものは、構造用集成材として第44.18項に属する。 ロ 単板積層材（ＬＶＬ） 輸入時において次の条件のいずれかを満たしている構造用の単板積層材（ＬＶＬ）は、第44.18項に属する。 （イ）～（ハ）（同 左） （ニ）断面が、幅（ＬＶＬの場合は単板を積層した厚さをいう。）38ミリメートル（1 1／2インチ）以上及び高さ89ミリメートル（3 1／2インチ）以上の製品であって、あらゆる種類の建築物等の建築に際して、更に重大な加工

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
更に重大な加工（注 2）を施すことなく構造用の用途（注 3）に用いられるものであることを示す技術的資料（注 4）又は金具（注 5）が附属しているもの ハ （省 略） 注 1～注 4 （省 略） 注 5 「金具」には、当該集成材又は単板積層材のサイズ及び品質にみあった適切なもので、ハンガー、メタルプレート又はメタルブラケット等を含む。 （4）次に掲げる直交集成板（CLT）については、上記（2）の取扱いにかかわらず、次による。 <u>直交集成板（CLT）のうち、高さ（ひき板又は小角材を積層した厚さ）36 ミリメートル以上（3 層以上かつ各ラミナ厚（断面の高さ）が 12 ミリメートル以上のものに限る。）、幅 300 ミリメートル以上、長さ 900 ミリメートル以上の製品であって、あらゆる種類の建築物等の建築に際して、更に重大な加工（注 1）を施すことなく構造用の用途（注 2）に用いられるものであることを示す技術的資料（注 3）又は金具（注 4）が附属しているものは、構造用（注 5）の直交集成板（CLT）として第 44.18 項に属する。</u> <u>注 1 「更に重大な加工」とは、再製材及びオーバーレイの</u> <u>みをいうものとし、定尺に切ること又は組立てを含まない。</u> <u>注 2 「構造用の用途」とは、梁、アーチ、柱、まぐさ及び</u> <u>もやその他のあらゆる建築物の構造用の主な骨組みと</u> <u>して使用されるものを含む。</u> <u>注 3 「技術的資料」には、次のものを含む。</u> ① <u>設計図又は図面</u> ② <u>標準仕様書その他これに準ずる技術マニュアル</u> ③ <u>取り付け指示書</u> ④ <u>直交集成板に係る日本農林規格（JAS）の格付の表示</u> 注 4 「金具」には、当該直交集成板のサイズ及び品質にみ あつた適切なもので、ハンガー、メタルプレート又はメ タルブラケット等を含む。	（注 2）を施すことなく構造用の用途（注 3）に用いられるものであることを示す技術的資料（注 4）又は金具（注 5）が附属しているもの ハ （同 左） 注 1～注 4 （同 左） 注 5 「金具」には、当該集成材のサイズ及び品質にみあつた適切なもので、ハンガー、メタルプレート又はメタルブラケット等を含む。 （新 規）

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>注 5 「構造用」という用語は、単に表現上のものであり、本文の中で定義したもの以上の条件を満たさなければならないことを意味するものではない。</u> 2. 建築構造用に供される集成材、単板積層材又は直交集成板であることを示す技術的資料に含まれる日本農林規格（JAS）の格付の表示について 上記「44.18項 1. 第44.18項の建築用木工品と第44類の他の項との物品との区分」のうち、（3）及び（4）の「技術的資料」に含まれる「日本農林規格（JAS）の格付の表示」は、下記のことをいう。 1. 及び 2. （省 略） <u>3. 直交集成板</u> <u>平成 25 年 12 月 20 日付農林水産省告示第 3082 号「直交集成板の格付の表示の様式及び表示の方法」に規定するもので、かつ、平成 25 年 12 月 20 日付農林水産省告示第 3079 号「直交集成板の日本農林規格」の第 3 条「表示」中の「表示の方法」1（1）アにより「異等級構成直交集成板」と記載されたもの及び同「表示の方法」1（1）イにより「同一等級構成直交集成板」と記載されたもの</u> <u>（注）直交集成板について「技術的資料」の附属が考慮されるのは、当該製品が上記「44.18項 1. 第 44.18項の建築用木工品と第44類の他の項の物品との区分」中、（4）で規定する寸法に該当する場合であることに留意する。</u> 3. 建築構造用に供される集成材、単板積層材又は直交集成板であることを示す技術的資料に含まれる日本農林規格（JAS）の格付の表示に係る農林水産省告示等について 上記「44.18項 2. 建築構造用に供される集成材、単板積層材又は直交集成板であることを示す技術的資料に含まれる日本農林規格（JAS）の格付の表示について」中、「1. 構造用集成材」、<u>「2. 構造用単板積層材」及び「3. 直交集成板」に記載の農林水産省告示</u>	2. 建築構造用に供される集成材及び単板積層材であることを示す技術的資料に含まれる日本農林規格（JAS）の格付の表示について 上記「44.18項 1. 第44.18項の建築用木工品と第44類の他の項との物品との区分」のうち、（3）の<u>注 4</u>「技術的資料」に含まれる「日本農林規格（JAS）の格付の表示」は、下記のことをいう。 1. 及び 2. （同 左） <u>（新 規）</u> 3. 建築構造用に供される集成材及び単板積層材であることを示す技術的資料に含まれる日本農林規格（JAS）の格付の表示に係る農林水産省告示等について 上記「44.18項 2. 建築構造用に供される集成材及び単板積層材であることを示す技術的資料に含まれる日本農林規格（JAS）の格付の表示について」中、「1. 構造用集成材」及び「2. 構造用単板積層材」に記載の農林水産省告示及び当該表示のサンプルは以下のと

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
及び当該表示のサンプルは以下のとおりである。 農林水産省告示第 196 号（平 8. 2. 14） 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 62 号）<u>第 26 条</u>の規定に基づき、集成材及び構造用大断面集成材の格付けの表示の様式及び表示の方法（昭和 62 年 1 月 22 日農林水産省告示第 80 号）の全部を次のように改正し、平成 8 年 7 月 29 日から施行する。 （省 略） 農林水産省告示第 1598 号（昭 63. 10. 11） 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 62 号）<u>第 26 条</u>の規定に基づき、単板積層材の格付けの表示の様式及び表示の方式（昭和 53 年 9 月 2 日農林水産省告示第 201 号）の全部を次のように改正する。 （省 略） 農林水産省告示第 701 号（平 20. 5. 13） 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 9 条において準用する同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、単板積層材の日本農林規格（昭和 53 年 8 月 8 日農林水産省告示第 106 号）の全部を次のように改正し、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、公示し、平成 20 年 8 月 11 日から施行する。 （省 略） <u>農林水産省告示第 3082 号（平 25. 12. 20）</u> <u>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 62 号）第 26 条の規定に基づき、直交集成板の格付けの表示の様式及び表示の方法を次のように定め、平成 26 年 1 月 19 日から施行する。</u>	おりである。 農林水産省告示第 196 号（平 8. 2. 14） 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 62 号）<u>第 28 条</u>の規定に基づき、集成材及び構造用大断面集成材の格付けの表示の様式及び表示の方法（昭和 62 年 1 月 22 日農林水産省告示第 80 号）の全部を次のように改正し、平成 8 年 7 月 29 日から施行する。 （同 左） 農林水産省告示第 1598 号（昭 63. 10. 11） 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 62 号）<u>第 28 条</u>の規定に基づき、単板積層材の格付けの表示の様式及び表示の方式（昭和 53 年 9 月 2 日農林水産省告示第 201 号）の全部を次のように改正する。 （同 左） 農林水産省告示第 701 号（平 20. 5. 13） 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 9 条において準用する第 7 条第 1 項の規定に基づき、単板積層材の日本農林規格（昭和 53 年 8 月 8 日農林水産省告示第 106 号）の全部を次のように改正し、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、公示し、平成 20 年 8 月 11 日から施行する。 （同 左） （新 規）

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>直交集成板の格付の表示の様式及び表示の方法</u> <u>1 表示の様式</u>  認 定 機 関 名 <u>ア 円の外径は、25 mm以上とする。</u> <u>イ 円の縁の幅は、円の外径の 1／20 とする。</u> <u>ウ JAS の文字の高さは、円の外径の 3／10 とする。</u> <u>エ 認定機関名の文字の高さは、円の外径の 1／5 とする。</u> <u>オ 認定機関名は、略称を記載することができる。</u> <u>農林水産省告示第 3079 号（平 25.12.20）</u> <u>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 9 条において準用する同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、直交集成板の日本農林規格（平成 25 年 12 月 20 日農林水産省告示第 3079 号）を次のように定め、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき公示し、平成 26 年 1 月 19 日から施行する。</u> <u>直交集成板の日本農林規格</u> <u>（規格）</u> <u>第 3 条 直交集成板の規格は、次のとおりとする。</u> <u>表示</u> <u>表示の方法</u> <u>1 表示事項の項の 1 の（1）から（7）までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われていること。</u>	

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																
（１）品名 ア 異等級構成の直交集成板にあっては、「異等級構成直交集成板」と記載すること。 イ 同一等級構成の直交集成板にあっては、「同一等級構成直交集成板」と記載すること。 （以 下 省 略） [構造用集成材 表示例] （省 略） [構造用単板積層材 表示例] （省 略） [直交集成板 表示例]  認 定 機 関 名 <table border="1" data-bbox="297 1037 1066 1423"> <tr> <td>品名</td><td>異等級構成直交集成板</td></tr> <tr> <td>強度等級</td><td>M x 60 - 9 - 9</td></tr> <tr> <td>種別</td><td>A 種構成</td></tr> <tr> <td>接着性能</td><td>使用環境 C</td></tr> <tr> <td>樹種名</td><td>スギ</td></tr> <tr> <td>寸法</td><td>厚さ 108mm 幅 300mm 長さ 900mm</td></tr> <tr> <td>検査の方法</td><td>曲げ試験を実施</td></tr> <tr> <td>製造業者又は販売業者</td><td></td></tr> </table>	品名	異等級構成直交集成板	強度等級	M x 60 - 9 - 9	種別	A 種構成	接着性能	使用環境 C	樹種名	スギ	寸法	厚さ 108mm 幅 300mm 長さ 900mm	検査の方法	曲げ試験を実施	製造業者又は販売業者		[構造用集成材 表示例] （同 左） [構造用単板積層材 表示例] （同 左） （新 規）
品名	異等級構成直交集成板																
強度等級	M x 60 - 9 - 9																
種別	A 種構成																
接着性能	使用環境 C																
樹種名	スギ																
寸法	厚さ 108mm 幅 300mm 長さ 900mm																
検査の方法	曲げ試験を実施																
製造業者又は販売業者																	

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
64類	2. 靴の甲の構成材料を決定するための面積計算について (省 略) 1. 及び 2. (省 略) 3. 具体事例 (1) ~ (3) (省略) (4) <u>面</u>ファスナー甲締め部分のカバー (省 略) (5) (省 略) 4. (省 略)	64.01項 ~ 64.05項	2. 靴の甲の構成材料を決定するための面積計算について (同 左) 1. 及び 2. (同 左) 3. 具体事例 (1) ~ (3) (同 左) (4) <u>ベルクロ</u>ファスナー甲締め部分のカバー (同 左) (5) (同 左) 4. (同 左)
	64.01項 ~ 64.05項 1. スリッパの<u>範囲</u>の解釈について (省 略)		64.01項 ~ 64.05項 1. スリッパの<u>範囲</u>の解釈について (同 左)
	64.03項 ~ 64.05項 1. スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパの範囲等 (省 略)		64.03項 ~ 64.05項 1. スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパの範囲等 (同 左)
	I 「スポーツ用の履物」の範囲 1 「スポーツ用の履物」とは、次の物品をいう。 (1) (省 略) (2) 関税率表第64類号注1 (b)に規定する履物と同一種類のもの イ (省 略) ロ スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。） 爪先部分又はかかと部分にスキー締具を取り付けることができるような構造を有している靴		I 「スポーツ用の履物」の範囲 1 「スポーツ用の履物」とは、次の物品をいう。 (1) (同 左) (2) 関税率表第64類号注1 (b)に規定する履物と同一種類のもの イ (同 左) ロ スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。） 爪先部分又は踵部分にスキー締具を取り付けることができるような構造を有している靴

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前							
	ハ レスリングシューズ及びボクシングシューズ 下記（イ）から（ニ）までのすべてに該当する靴で、形状、機能等を総合的に判断して、レスリング及びボクシングに直接使用することを目的とするものであると認められる靴 （イ）平底で、本底の表面がすべり止め成型されているもの又は本底の表面にすべり止め素材を使用しているもの （ロ）甲の爪先部分若しくはかかと部分の外面が補強されているもの（材料を問わない。）又は甲の一部が本底材との一体成型により補強されているもの （ハ）甲締め部分がひも締めのもの （ニ）（省 略） ニ（省 略）		ハ レスリングシューズ及びボクシングシューズ 下記（イ）から（ニ）までのすべてに該当する靴で、形状、機能等を総合的に判断して、レスリング及びボクシングに直接使用することを目的とするものであると認められる靴 （イ）平底で、本底の表面がすべり止め成型されているもの又は本底の表面にすべり止め素材を使用しているもの （ロ）甲の爪先部分若しくは踵部分の外面が補強されているもの（材料を問わない。）又は甲の一部が本底材との一体成型により補強されているもの （ハ）甲締め部分が紐締めのもの （ニ）（同 左） ニ（同 左）						
	Ⅱ 「体操用等に供する履物」の範囲		Ⅱ 「体操用等に供する履物」の範囲						
	1（省 略）		1（同 左）						
	2 上記Ⅱの1にかかわらず、スポーツ用、体操用等に間接的に供される、通常「アフターブーツ」と呼ばれるもので、下表 10 に掲げるものは、「体操用等に供する履物」として取り扱う。		2 上記Ⅱの1にかかわらず「スポーツ用、体操用等に間接的に供される、通常「アフターブーツ」と呼ばれるもので、下表 10 に掲げるものは、「体操用等に供する履物」として取り扱う。						
	<table><tr><th>「体操用等に供する履物」の範囲</th><th>品名例</th></tr><tr><td>1 平底靴（レスリングシューズ及びボクシングシューズを除く。） 下記（１）から（３）までのすべてに該当する靴で、形状、機能等を総合的に判断して、体操用等に直接供することを主たる目的とするものであると認められるもの （１） 本底の表面がすべり止め成型されているもの （２） 甲の爪先部分若しくはかかと部分の外面が補強されているもの（材料を問わない。）又は甲の一部が本底材との一体成型により補強されているもの</td><td>（省 略）</td></tr></table>		「体操用等に供する履物」の範囲	品名例	1 平底靴（レスリングシューズ及びボクシングシューズを除く。） 下記（１）から（３）までのすべてに該当する靴で、形状、機能等を総合的に判断して、体操用等に直接供することを主たる目的とするものであると認められるもの （１） 本底の表面がすべり止め成型されているもの （２） 甲の爪先部分若しくはかかと部分の外面が補強されているもの（材料を問わない。）又は甲の一部が本底材との一体成型により補強されているもの	（省 略）	<table><tr><th>「体操用等に供する履物」の範囲</th><th>品名例</th></tr><tr><td>1 平底靴（レスリングシューズ及びボクシングシューズを除く。） 下記（１）から（３）までのすべてに該当する靴で、形状、機能等を総合的に判断して、体操用等に直接供することを主たる目的とするものであると認められるもの （１） 本底の表面がすべり止め成型されているもの （２） 甲の爪先部分若しくは踵部分の外面が補強されているもの（材料を問わない。）又は甲の一部が本底材との一体成型により補強されているもの</td><td>（同 左）</td></tr></table>	「体操用等に供する履物」の範囲	品名例
「体操用等に供する履物」の範囲	品名例								
1 平底靴（レスリングシューズ及びボクシングシューズを除く。） 下記（１）から（３）までのすべてに該当する靴で、形状、機能等を総合的に判断して、体操用等に直接供することを主たる目的とするものであると認められるもの （１） 本底の表面がすべり止め成型されているもの （２） 甲の爪先部分若しくはかかと部分の外面が補強されているもの（材料を問わない。）又は甲の一部が本底材との一体成型により補強されているもの	（省 略）								
「体操用等に供する履物」の範囲	品名例								
1 平底靴（レスリングシューズ及びボクシングシューズを除く。） 下記（１）から（３）までのすべてに該当する靴で、形状、機能等を総合的に判断して、体操用等に直接供することを主たる目的とするものであると認められるもの （１） 本底の表面がすべり止め成型されているもの （２） 甲の爪先部分若しくは踵部分の外面が補強されているもの（材料を問わない。）又は甲の一部が本底材との一体成型により補強されているもの	（同 左）								

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前			
	（３） 甲締め部分が<u>ひも</u>締めのもの又は甲締め部分に<u>面ファスナー</u>を使用しているもの ２ 体操靴 甲締め部分に<u>ひも</u>、ゴムバンドその他これらに類するものを使用している靴で、形状、機能等を総合的に判断して体操用に供されると認められるもの ３ （省 略） ４ 重量あげ靴 下記（１）及び（２）に該当する靴 （１） （省 略） （２）<u>かかと</u>部に木等の素材を使用し、超重量に耐える構造を有しているもの ５ 登山靴 下記（１）から（３）までのすべてに該当する靴で、形状、機能等を総合的に判断して、登山用（軽登山を含む。）に供されると認められるもの （１）本底がゴム製又はプラスチック製であって、外底の踏みつけ部の最も厚い部分（山を含む。）の厚さが９ミリメートル以上であり、かつ、<u>かかと</u>部の最も厚い部分（山を含む。）の厚さが１８ミリメートル以上のもの （２）本底の表面がすべり止め成型されているもの又は本底の表面に登山用<u>びょう</u>（ムガ、クリンカー等）を打ち付けてあるもの （３）甲締め部分が<u>ひも</u>締めのもの ６ 岩登り靴 下記（１）から（３）までのすべてに該当する靴 （１）本底の表面にすべり止め素材を使用してい	（省 略）		（３） 甲締め部分が<u>紐</u>締めのもの又は甲締め部分に<u>マジックテープ</u>を使用しているもの ２ 体操靴 甲締め部分に<u>紐</u>、ゴムバンドその他これらに類するものを使用している靴で、形状、機能等を総合的に判断して体操用に供されると認められるもの ３ （同 左） ４ 重量あげ靴 下記（１）及び（２）に該当する靴 （１） （同 左） （２）<u>踵</u>部に木等の素材を使用し、超重量に耐える構造を有しているもの ５ 登山靴 下記（１）から（３）までのすべてに該当する靴で、形状、機能等を総合的に判断して、登山用（軽登山を含む。）に供されると認められるもの （１）本底がゴム製又はプラスチック製であって、外底の踏みつけ部の最も厚い部分（山を含む。）の厚さが９ミリメートル以上であり、かつ、<u>踵</u>部の最も厚い部分（山を含む。）の厚さが１８ミリメートル以上のもの （２）本底の表面がすべり止め成型されているもの又は本底の表面に登山用<u>鉾</u>（ムガ、クリンカー等）を打ち付けてあるもの （３）甲締め部分が<u>紐</u>締めのもの ６ 岩登り靴 下記（１）から（３）までのすべてに該当する靴 （１）本底の表面にすべり止め素材を使用してい	（同 左）	

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
64. 03項 ～ 64. 05項	もの （2）足入れ口がくるぶし以上まであって、甲締め部分が<u>ひも</u>締めのもの （3）はとめ等が片足 18 個以上あるもの 7 乗馬靴 足入れ口がひざ下まであって、<u>かかと</u>部分に拍車を取り付けてある靴若しくは取り付けられていないが、取付け、取外しが可能な靴又は乗馬に必要な器具が内蔵されている靴（例えば、土踏まず部分に鉄板が挿入されているもの） 8～10 （省 略）	（省 略）	64. 03項 ～ 64. 05項	もの （2）足入れ口がくるぶし以上まであって、甲締め部分が<u>紐</u>締めのもの （3）はとめ等が片足 18 個以上あるもの 7 乗馬靴 足入れ口がひざ下まであって、<u>踵</u>部分に拍車を取り付けてある靴若しくは取り付けられていないが、取付け、取外しが可能な靴又は乗馬に必要な器具が内蔵されている靴（例えば、土踏まず部分に鉄板が挿入されているもの） 8～10 （同 左）	（同 左）
	Ⅲ 「スリッパ」の範囲 （省 略） （1） （省 略） （2）本底がほぼ平板状のもの（<u>かかと</u>が付いたものについては、当該<u>かかと</u>の厚さが 5 ミリメートル程度以下のものをいう。） （3） （省 略） Ⅳ 「甲の一部に革を使用したもの」の解釈 （省 略） 2. スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物等の解釈について （1）～（3） （省 略） （4）ヨット用靴 イ （省 略）			Ⅲ 「スリッパ」の範囲 （同 左） （1） （同 左） （2）本底がほぼ平板状のもの（<u>踵</u>が付いたものについては、当該<u>踵</u>の厚さが 5 ミリメートル程度以下のものをいう。） （3） （同 左） Ⅳ 「甲の一部に革を使用したもの」の解釈 （同 左） 2. スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物等の解釈について 1）～（3） （同 左） （4）ヨット用靴 イ （同 左）	

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
□ 上記 1. II-2 表 3 に規定する「防水機能」には、「<u>はっ水機能</u>」を、「排水機能」には、速乾性の材料を使用しているものを含む。 (5) 登山靴 イ 外底の踏みつけ部の最も厚い部分（山を含む。）の厚さが 9 ミリメートル未満又は<u>かかと</u>部の最も厚い部分（山を含む。）の厚さが 18 ミリメートル未満のものは原則として登山靴とは認めないこととする。 □ 外底の厚さについては、外底のうち踏みつけ部及び<u>かかと</u>部の最も厚い部分を測定することとし、縁の部分を除くものとする。 ハ （省 略） (6) ～ (10) （省 略）	□ 上記 1. II-2 表 3 に規定する「防水機能」には、「<u>撥水機能</u>」を、「排水機能」には、速乾性の材料を使用しているものを含む。 (5) 登山靴 イ 外底の踏みつけ部の最も厚い部分（山を含む。）の厚さが 9 ミリメートル未満又は<u>踵部</u>の最も厚い部分（山を含む。）の厚さが 18 ミリメートル未満のものは原則として登山靴とは認めないこととする。 □ 外底の厚さについては、外底のうち踏みつけ部及び<u>踵部</u>の最も厚い部分を測定することとし、縁の部分を除くものとする。 ハ （同 左） (6) ～ (10) （同 左）